

向島ニュータウン・地域団体活動ステップアップサポート事業
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「向島ニュータウンまちづくりビジョン」(以下「ビジョン」という。)に掲げた取組を推進するために実施する「向島ニュータウン・地域団体活動ステップアップサポート事業」に係る補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象事業

第3条第1項に規定する活動又は事業をいう。

(2) 補助金

「向島ニュータウン・地域団体活動ステップアップサポート事業」に係る補助金をいう。

(3) 対象団体等

対象事業の終了時まで責任をもって遂行できる団体、グループ若しくは大学等教育機関又はこれからまちづくり活動に取り組みたい地域住民等5人以上の構成体をいう。

(4) 伏見区区民活動支援事業

伏見区を暮らしやすい魅力あふれるまちにしていくため、伏見区内でまちづくり活動を実施している団体・グループに活動経費の一部を支援する伏見区役所が実施している事業をいう。

(5) 必要事業経費

対象事業の実施に要する経費をいう。ただし、対象団体等の運営経費、飲食に係る経費及びその他補助の対象として不適当と認められる経費を除く。

(6) 審査会

「向島NTステップアップサポート審査会設置要綱」に基づき設置する審査会をいう。

(7) 交付団体

第7条第3項の規定により決定の通知を受けた対象団体等をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の対象事業は、向島ニュータウンを主な対象とし、ビジョンに掲げる取組方針・テーマに基づき住民主体で実施する、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 活動スタートアップ支援枠

これから、向島ニュータウン・隣接地域におけるまちづくり活動に取り組んでいくための組織づくりを行うための活動

(2) 活動アップグレード支援枠

伏見区区民活動支援事業において、同一事業の交付回数の上限（2回）を既に活用し、これまでの活動から発展した内容で、将来的に更なるステップアップが見込める事業

(3) 活動融合支援枠

複数の対象団体等が連携して実施する活動・事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

(1) 学区まつりや学区民体育祭等、地域で既に恒例となっている事業

(2) 政治、宗教、営利を目的とした事業又はそれを助長する事業

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業

(4) その他、都市計画局長が適当でないと思えたもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるところにより、予算の範囲内で市長が決定する。

(1) 活動スタートアップ支援枠

必要事業経費の5分の4以内とし、10万円を上限とする。

(2) 活動アップグレード支援枠

必要事業経費の2分の1以内とし、60万円を上限とする。

(3) 活動融合支援枠

必要事業経費の2分の1以内とし、30万円を上限とする。

2 第1項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象団体等は、別に定める募集期間内に、交付申請書に次の各号に掲げる書類のうち必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業・活動計画書

(2) 収支予算書

(3) 活動アップグレード概要説明書（活動アップグレード支援枠の申請者のみ）

(4) 活動融合概要説明書（活動融合支援枠の申請者のみ）

(5) その他、市長が必要と認める書類

(事前着手)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象団体等は、補助金の交付決定前に対象事業を実施した場合は、当該事業に係る補助金の交付を受けることはできない。ただし、交付の決定前に対象事業を実施しようとする場合において、交付の申請時に事前着手届を市長に提出したときは、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付、交付額及び不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしようとするときは、審査会に意見を求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付又は不交付の決定したときは、文書により、対象団体等に通知する。

(申請内容の変更、中止等)

第8条 交付団体は、申請内容の変更又は中止をしようとするときは、あらかじめ、文書により市長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更をしようとするときを除く。

(対象事業完了の報告)

第9条 交付団体は、対象事業の完了後、速やかに、活動内容、収支決算、必要事業経費等を記載した文書に、必要事業経費に係る領収書及びその他市長が必要と認める書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、対象事業が適当に実施されたと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、文書により通知する。

2 前項の通知を受けた交付団体は、市長に補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求を受け、内容に疑義がないときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(関係書類の保存)

第11条 交付団体は、補助の対象となった事業の実施に関する書類及び経費の収支に関する書類を整備し、事業の終了した翌年度（4月1日）から5年間保存しなければならない。

2 前項の書類は、保存期間が満了するまでの間に市長の求めがあった場合は、速やかに提出しなければならない。

(報告、検査及び指示)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、対象団体等に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

(交付の取消し等)

第13条 市長は、交付団体が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 第8条の規定により、変更又は中止の承認を受けたとき。
- (5) 前条の指示等に従わなかったとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市計画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。